

美瑛町人づくり育成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、活力と魅力に満ちたまちづくりを推進するため実施する、美瑛町人づくり育成事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 町長は、前条に掲げる目的達成のため、美瑛町人づくり育成基金の毎年度の運用益金を基本とし、予算の範囲内で次の事業を行う。

(1) 研修事業

教育、文化、産業、福祉等あらゆる分野で、広い視野と知識、技術を身につけるため、研修を実践する者に対して補助を行う。ただし、研修により習得する知識、技術等が町の公益に資するものと判断できるものに限る。

(2) 派遣事業

町が主催する事業等に派遣する者に対して補助を行う。

(3) 交流事業

町の活性化を促進するため、諸地域との人的交流、文化的交流事業等を行う者に対して補助を行う。

(4) 講演会等開催事業

町民の意識改革と技術等の情報収集のため、講演会、研修会、研究会等を開催する者に対して補助を行う。

(5) 少年少女道外研修事業

町が主催する研修事業に参加する団体に対して補助を行う。

(事業の対象者)

第3条 事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本町に住所を有している者
- (2) 本町内の事業所等に勤務している者
- (3) 本町内で活動している団体
- (4) その他町長が認めるもの

2 前条第1号、第2号及び第5号に規定する事業において補助の対象となるのは、児童生徒の期間中に1回、その他の期間中に1回を限度とする。

(補助の内容)

第4条 事業のうち、町が補助を行う場合の対象経費及び金額は、別表に定めるとおりとする。

2 当該事業に国、道又はその他の団体等から助成がある場合は、当該助成相当額を控除する。

(審査委員会)

第5条 補助金交付の決定等について、審査のため美瑛町人づくり育成事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 委員は美瑛町職員定数条例（昭和25年美瑛町条例第11号）に規定する職員のうちから町長が委嘱する。

(申請書等の提出)

第6条 事業に基づく町の補助を受けようとする者は、申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 収支予算書(別記様式第3号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書を受領しその内容を審査委員会に諮り、適当と認めた場合には補助金交付の決定をするものとする。

(事業計画の変更)

第8条 申請者は、補助金交付決定の内容について変更を加えようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(報告)

第9条 補助金交付の決定を受けた者は、事業終了後速やかに報告書(別記様式第4号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(別記様式第5号)
- (2) 収支決算書(別記様式第6号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付決定の取消又は返還)

第10条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を受けることについて、不正の行為があったとき。
- (2) その他この要綱の規定に違反したとき。

(適用)

第11条 事業のうち、補助に関する事項で、この要綱に定めのない事項については、美瑛町補助金等交付規則による。

(その他)

第12条 事業の実施に関し、この要綱に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年12月9日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

この要綱は、平成24年6月20日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業	補助の内容	
	補助対象経費	補助金額
研修事業	交通費、宿泊費、受講料、負担金、テキスト、参考図書、受講材料等で町長が認めるもの。	補助対象経費の3分の2以内とし、限度額を1人につき10万円とする。
派遣事業	町長が認めるもの	当該事業の目的、参加者数等を勘案して、その都度決定する。
交流事業	町長が認めるもの	補助対象経費の1/2以内とし、限度額を50万円とする。
講演会等 開催事業	町長が認めるもの	補助対象経費の1/2以内とし、限度額を50万円とする。
少年少女道外 研修事業	町長が認めるもの	参加者数等を勘案して、その都度決定する。